

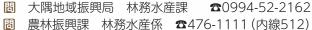
伐採したら、植えよう!再造林の必要性

再造林とは?

スギやヒノキなどの人工林を伐採した跡 地に苗木の植栽をおこなうことです。

相談

- ? なぜ、再造林が必要なの?
- 1. 人工林の伐採跡地を放置すると、土砂流 出防止などの機能が低下する恐れがあり ます。
- 2. 将来にわたり、木材を安定的に供給する ことができます。
- 3. 再造林することで、地球温暖化防止など 森林の有する公益的機能の維持・増進に 貢献できます。





●再造林に対する助成制度

再造林をおこなう場合には以下の助成制度が あります。

①造林補助事業(公共事業) 標準経費の72%、68%または36%の補助率

②未来につなぐ森林づくり推進事業 (みんなの森づくり県民税関係事業)

苗木などの資材代に対する経費等の定額補助





いこいの森周辺 草野鳥獣保護区が解除されました

農林振興課 林務水産係 ☎476-1111(内線512)

いこいの森 周辺草野 鳥獣保護区

草野鳥獣保護区は志布志市との町境にある いこいの森 (草野丘)周辺の区域です。

昭和61年に鳥獣保護区に指定され、野生 鳥獣の保護・増殖を図ることを目的に狩猟に おける捕獲を禁止されてきました。

ところが近年ではイノシシの生息数、生息 域が拡大しています。

大崎町内でもイノシシによる農作物被害が 増加していることから令和4年10月28日を もって草野鳥獣保護区の指定が解除され、狩 猟による捕獲が解禁されました。

(鹿児島県告示第772号)

※いこいの森展望所があることから特 定猟具使用禁止区域は引き続き指定 されています。(銃の使用が禁止)